

広報

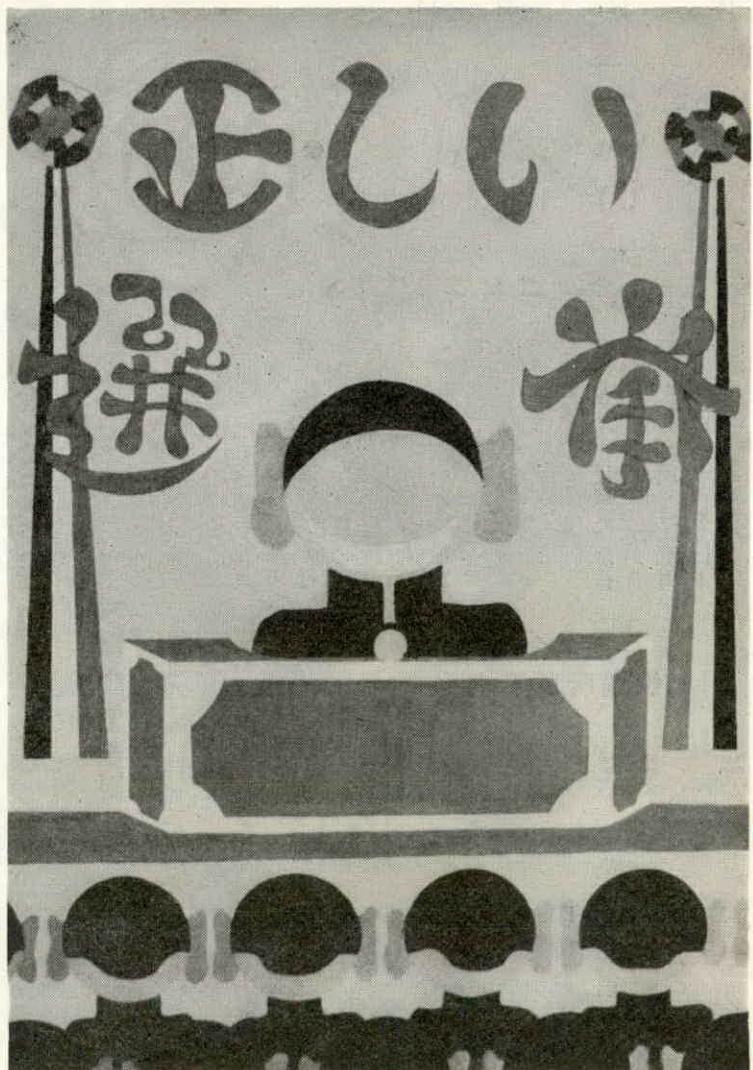
わたりい

発行日 昭和46年3月31日
発行 三重県度会町
編集総務課

統一地方選挙

4月11日 知事・県議選
町長選挙は4月25日

県知事選挙に統一して県議会議員選挙が告示され、4月11日の投票日を目指し県下一円に選挙戦が展開されています。（県議会議員選挙）度会郡選挙区は、定数三名に対し立候補届出三名のため投票は行なわれません。）また、私たちにとって、もっとも身近かな町長選挙が、四月十八日告示、二十五日に投票が行なわれます。これらの地方選挙は、生活と直結しているだけに関心も高く、選挙運動も激しくなりがちですが、今後四年間、私たちに代って政治を行なう人を選ぶ大切な選挙です。選挙のルールをよく守って、悔のない一票を行使したいものです。



(つづつとおくと便利です)

内城田中1年 西井克衛君の作品

季節です、ご用心！



吉田 幸夫

選挙日程
4月 10日（土）
知事、県議不在者投票締切
11日（日）
町長選挙選挙時登録
14日（水）
15日（木）
同名簿締覧～19日まで
18日（日）
町長選挙期日告示
不在者投票開始
24日（土）
不在投票締切
25日（日）
町長選挙投票日

新有権者
「僕たちこれだけは一生汚さずを使おうよ」



◆定時登録 每年九月一日現在で、町住民基本台帳に登録されている人の中から、住所要件（九月一日前、引き続き三ヶ月以上本町に住んでいること）、年齢要件（九月一日で満三十歳）

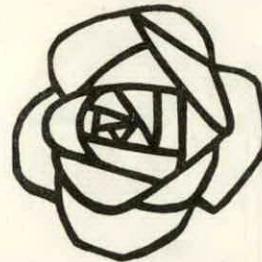
投票所所在地

第一投票所	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九
注連指農協	中川小学校	大久保会所	上久具慶昌庵	中城田中学校	内之郷保育所	駒ヶ野耕雲寺	南之瀬中学校	森保育所
協	校	所	庵	校	所	寺	校	所

選ぶ目が、生きて伸びゆく 地方自治

4月11日(日) → 知事、県議会議員選挙

4月25日(日) → 町長選挙



選挙人名簿登録者数

昭和46年3月16日現在

字名	男	女	計
注連指口江井原花川岡保生戸橋木原具間津広口原郷向町川石野柳場出野村上	129人	135人	264人
田麻加久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	112	113	225
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	92	105	197
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	52	58	110
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	122	148	270
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	67	76	143
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	37	39	76
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	65	64	129
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	70	66	136
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	111	130	241
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	107	127	234
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	280	315	595
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	203	220	423
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	90	91	181
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	83	92	184
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	90	29	182
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	30	32	59
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	31	27	63
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	19	97	46
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	93	82	190
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	78	63	160
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	56	61	119
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	55	32	116
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	26	68	58
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	61	36	129
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	28	64	64
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	49	61	105
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	44	70	118
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	48	41	83
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	42	88	168
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	80	122	228
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	106	186	373
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	187	36	73
久坂長立久立大平牧棚大葛下上田當茶川栗中日五小火駒小柳打ケ柳野萩市脇和南川	37		
合計		2,780	3,075
			5,855

入場券は投票日に受け付けへ

◎知事選挙の入場券は、

4月5日ごろにお手元へ

◎町長選挙の入場券は、

4月20日ごろにお手元へ

森吉正照



よく見よく聞き
よく考えて投票しましょう

投票日の当日、旅行や病気などやむを得ない事情で投票所に行けない人は、選舉期日までの間に、不在者投票ができます。ところで、選舉法の改正でこの不在者投票の制度の一部が変わりました。

△不在者投票のできる場合▽

- (1) 投票区の区域外で仕事に従事しなければならないため投票日にその投票所へ行けないとき。仕事の内容は社用であると家業であるとを問いません。(本町は九投票区あります。)
- (2) やむを得ない用務で本町外に旅行中であるか、または滞在中であるため投票日に投票所へ行けないとき。
- (3) 病気、負傷、妊娠、老衰



きたるべき地方選挙に際して

宣誓書

私は、次の事由によって、昭和年月日執行の〇〇選挙の当日、自ら投票所に行って投票することができない見込みであります。

(不在者投票事由)

上記、真実に直違ないことを誓います。

昭和年月日

現住所
選挙人名簿に記載されている住所
生年月日
職業
氏名

自分たちのことは自分たちでと言う考え方で、私たちの地域住民の生活と密着している問題を、私たち住民自身で解決してゆくことが地方自治であります。

これを住民に代って運営してゆく直接の責任者は、

町長であり、また議會議員であることは言うまでもありません。

言いかえれば、これらの人々の活動を通じて、われわれ

そこで、選挙に当たつて、

き一票を清く正しく行使して

町選挙管理委員会委員長 岡野健太郎

（宣誓書を自作する場合は普通便せん）

不具、出産などで、投票日に投票所へ行けない見込みのとりますと前住地の市町村の長と議員の投票はできません。

(4) 指定病院、指定老人ホーム、国立療養所、看護院、少年院、婦人補導院にはいつているとき。

- (5) 選挙人名簿に登録されて

こんなときは

不在者投票を

いる市町村から他の市町村へ住所を移してから四ヶ月(投票日からかぞえる)になります。

選挙人名簿に登録されていないとき。

ただし、この場合には、次のことについてください。

○市町村の長と議員の選挙で

前記(1)、(2)、(3)は町役場内選挙管理委員会で投票。(2)については、旅行先や滞在先の市町村でも投票できます。

(4) は、その施設で投票。

△不在者投票のできる場所▽

- (1) 本町で不在者投票をする場合は、宣誓書(別に掲載)

申込

この場合、宣誓書はいります。

申込

（5）は、選挙人名簿に登録されている市町村か移転先の市町村選挙管理委員会で投票。

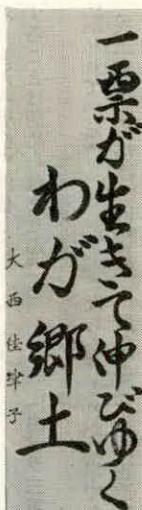
（5）は、他の市町村で投票しようとする場合は、宣誓書を添えて投票ができます。毎日午前八時三十分から午後五時まで。

（他の市町村で不在者投票をする場合は、郵送で請求してください。）

（他の市町村で投票しようとする場合は、その旨を申し立て、あなたが選挙人名簿に登録されている市町村の選管に、直接または郵送で請求してください。）

（他の市町村で投票しようとする場合は、宣誓書はいります。この場合、宣誓書は直接あなたの施設の長に申し出れば、代つて手続きをしてくれます。）

（他の市町村で投票しようとする場合は、用紙は選挙管理委員会にあります。）に、事由を自分で書いて直接請求してください。



内城田中一年 大西佳津子さんの作品

選挙運動

(できること)

◆事前運動

選挙運動は、自由に行なうことが理想ですが、完全に自由にしてしまったと金のある人が有利になり、公平な明るく正しい選挙が行なわれなくなってしまった、真に有権者の意思を代表する人が、かえつて選ばれなくなってしまう恐れもあります。そこで、金のかからない公正な選挙を実現するために各種の制度が設けられています。

制限される選挙運動

◆戸別訪問 特定の候補者に投票してくださいとか、しないでくださいと頼むために戸別訪問することはできません。

◆電話を利用して投票を依頼すること。

◆「個々面接」といって電車の中や街頭でたまたま出合った人に投票を依頼すること。

◆「幕間演説」といって映画館の休憩時間などに演説すること。

◆「白バラ三重より」

訪問は、家庭に限らず、会社、工場を訪ねることも禁止されます。選挙用ポスターをはる承諾を求めることを口実にして、運動員が戸別訪問すること。訪問先の家の中には入らないが、いちいち門前に呼び出しても投票を依頼すること。
 ●何人も運動員が手わけして、一人一人が一戸ずつ訪問すること。
 ●自動車を連ね、あるいは隊列を組んで気勢をはる行為は禁止されています。
 ●ポスター、看板などの制限（ポスター、立札、看板は、その枚数や大きさなどに制限）禁止されています。
 ●当選、または落選したことに関し、あいさつ回りをしたり、当選祝賀会を開催したりすることは認められません。

未成年者は、選挙運動をすることはできないし、未成年者に選挙運動をさせることはできません。

あります。また、選挙運動用ポスターは検印してあるか証紙がはってなければなりません。（衆議院議員、参議院議員地方区、知事の選挙におけるポスターは、ポスター掲示所で投票せん。）

訪問は、家庭に限らず、会社、工場を訪ねることも禁止されます。選挙用ポスターをはる承諾を求めることを口実にして、運動員が戸別訪問すること。

●訪問先の家の中には入らないが、いちいち門前に呼び出しても投票を依頼すること。

●何人も運動員が手わけして、一人一人が一戸ずつ訪問すること。

◆自由に行なえる

選挙運動

代理投票ができます

からだの不自由な人や、字の書けない人は、投票所で投票書いたもの。
 秘密はかたく守られますからご遠慮なく申し出ください。
 代理投票ができます。
 管理者に申し出れば

未成年者は、選挙運動をすることはできないし、未成年者に選挙運動をさせることはできません。

こんな一票は無効です

▼候補者の氏名を書いたもの。
 ▼候補者の氏名を自書しないもの。
 ▼二人以上の候補者の氏名を書いたもの。
 ▼定められた投票用紙以外の用紙を使つたもの。

セっかく投票しても、次のような投票は無効です。

▼候補者の氏名を書いたもの。
 ▼候補者の氏名を白紙投票。

▼候補者の氏名のほかに他のことを書いたもの。

▼どの候補者の氏名を書いたかわからないものの。
 ▼候補者の氏名を自書しないもの。

▼候補者の氏名を白紙投票。

この間接民主主義政治といふのは、国民各人が持つ国家統治の最高権力を、特定の国

民に代行させる政治形体である。

ここに県知事、町長、県町議員のごとき直接身近かに関係をもつもの、選挙に関しては特に慎重であり、適正である。

▼候補者の氏名を自書しないもの。

▼候補者の氏名を白紙投票。

〔開票〕

○県知事選挙

4月11日

午後7時30分から

○町長選挙

4月25日

午後7時30分から

いずれも度会町役場で

これは地方にとっても、また国家にとっても、極めて重要なことで、七十一年こそ選挙の年といわれるゆえんである。わが度会町においてもまた選挙の年である。

これは選挙が執行され、六月に入ると参議院議員選挙が行われることになつていて、選挙の年といわれるゆえんである。

行政機関の各ポストである首長や議員を選挙によって選び出すことであつて、これが公明正大に実施されてこそ選挙の意義が確立し、民主政治の成長があるのである。

国民の厳謹な信託によるものであつて、その権威は国民による。そこで、どんな人を選択するか。それは、安心して政治任せることのできる人、明るく正しい選挙こそ民主主義選挙の常道であろう。

選挙の年 71年

明るく正しい選挙 推進協議会会長 掛 橋 良一

県知事、県議会議員選挙の告示で、いよいよ選挙の火ぶたが切つて落されました。

新聞報道によると、今年に入つてすでに九県知事、四月の統一地方選挙では、十八都道府県の知事、約千百市の市町長、千七百余の市町村議員の選挙が執行され、六月

に、選挙の年といわれるゆえんである。